



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

株式会社メモリード・ライフ

この度の平成29年台風第21号により被害を受けられた皆さまへ、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長 : お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。
2. 保険金の簡易迅速なお支払い : お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

□ 災害救助法の適用地域【第4報】

災害救助法 適用市町村	法適用日
【三重県】 伊勢市（いせし）	10月22日
度会郡玉城町 （わたらいぐんたまきちょう）	10月22日
【京都府】 舞鶴市（まいづるし）	10月22日
【和歌山県】 新宮市（しんぐうし）	10月21日

（注1） 下線は今回追加適用された地域です。

<お問合せ>

株式会社メモリード・ライフ 顧客サービス部

電話 : 03(3233)0211

お問合せ時間 : 平日 9:00~17:00